Daiwa Institute of Research



~制度調査部情報~

2007年09月28日 全5頁

# いまさら人には聞けない 金融商品取引法Q&A

制度調査部 横山 淳

金融商品取引法シリーズ-68

# 【要約】

証券取引法を改正して、投資者保護のための横断的な法制度を整備する「金融商品取引法」が 2007年9月30日に施行される。

本稿では、制度調査部に寄せられた質問などを基に、金融商品取引法の基本をQ&A形式で紹介する。

## 【目次】

Q1:金融商品取引法って何?

Q2:一部先行実施された部分もあるって聞いたけど?

Q3:金融商品取引法が施行されると従来の証券取引法はなくなってしまうのか?

Q4:金融商品取引法の下で利用者保護は進むのか?

Q5:ファンド規制も強化されると聞いたけど?

Q6:金融商品取引法が施行されても、事業会社には関係ないだろう?

## はじめに

証券取引法を改正して、投資者保護のための横断的な法制度を整備する「金融商品取引法」が 2007 年 9 月 30 日に施行される。

本稿では、制度調査部に寄せられた質問などを基に、この金融商品取引法の基本をQ&A形式で紹介する。

## Q1:金融商品取引法って何?

#### A1:

金融商品取引法とは、従来の証券取引法を母体として、金融先物取引法、投資顧問業法なども統合した新しい「投資者保護のための横断的な法制度」である。

金融商品取引法の内容は多岐に渡るが、重要なポイントを一言で言えば、規制の「横断化」と「柔軟化」である。

#### 【金融商品取引法の趣旨】

規制の「横断化」

- 投資性の強い金融商品・サービスに、隙間なく、同等の規制を課す(広告規制、開示規制、 善管注意義務、書面・報告書等の交付、分別管理など)

規制の「柔軟化」

- 「プロ/アマ」などに応じて規制

規制の「横断化」とは、どのような形態のものであれ、投資性の強い商品・サービスに対しては、隙間なく投資者保護のための規制を課すというものである。幅広い商品・サービスをカバーするために、「金融商品取引法」では、「集団投資スキーム」(Q4、Q5参照)と呼ばれる包括的な規定が盛り込まれている。また、広範なデリバティブ取引についても、それを取り扱う業者を「金融商品取引業者」として「金融商品取引法」の規制対象とすることとしている。

規制の「柔軟化」とは、様々な規制により金融イノベーションが阻害されることのないように、 局面に応じて規制内容を柔軟に変化させようというものである。一例を挙げれば、いわゆる「プロ・アマ区分」がある。つまり、顧客を「プロ(特定投資家)」と「アマ(一般投資家)」に 区分して、「プロ向け」の販売・勧誘であれば緩やかな規制、「一般向け」であれば投資者保護のため厳しい規制といった具合である。

## Q2:一部先行実施された部分もあるって聞いたけど?

#### A 2:

金融商品取引法の全面施行までの大まかな流れを示すと次の通りである

法律名	内容	施行日
1.証券取引法(名称は	証券取引等監視委員会の権限強化	2006年7月4日
証券取引法のまま)	「見せ玉」規制強化	
	相場操縦などに対する罰則強化	
2.証券取引法(名称は	TOB制度の見直し	2006年12月13日
証券取引法のまま)		
	大量保有報告制度の見直し	同上
	重要提案行為等関連	
	特例報告の頻度(原則3ヶ月ごと 原則2週	2007年1月1日
	間ごと)など	
	EDINET 提出義務化	2007年4月1日
3.証券取引法 金融商	金融商品取引法に全面改正(投資者保護のため	2007年9月30日
品取引法に名称変更	の横断的法制の整備)	
	取引所における自主規制機能の独立性確保など	
	開示制度の拡充	同上(ただし、適用は
	- 内部統制報告書の導入	2008 年 4 月 1 日以後開
	- 四半期報告制度の整備 など	始事業年度から)

相場操縦などに対する罰則の強化、TOB規制の見直し、大量保有報告制度の見直しなど、昨今の状況を踏まえて優先度の高い事項は、先行して実施されたのである。



## Q3:金融商品取引法が施行されると従来の証券取引法はなくなってしまうのか?

#### A3:

証券取引法という名前の法律はなくなることになる。

ただ、金融商品取引法は、2006 年 6 月に成立した「証券取引法等の一部を改正する法律」に基づいて、従来の証券取引法の改正という形で段階的に実施される。つまり、従来の証券取引法が廃止されて、ゼロから金融商品取引法が制定される訳ではない。

むしろ、法律の連続性という観点から言えば、従来の証券取引法が、金融商品取引法と名称を変えて、装いも新たに2007年9月30日から再スタートすると考えた方がよいだろう。

## Q4:金融商品取引法の下で利用者保護は進むのか?

## A4:

まず、これまで証券取引法の規制の対象外であった商品、例えば、集団投資スキーム(組合型ファンドなど)を一般投資家向けに販売する業者に対しては、従来の有価証券並みの販売・勧誘規制が課されることとなる。

即ち、金融庁に業者登録(第二種金融商品取引業者)を行い、その監督に服さなければならない。また、販売・勧誘に当たっては、広告規制、適合性原則、断定的判断の提供による勧誘の禁止、損失補填の禁止などの規制が課されることとなる。

他方、証券会社や登録金融機関(銀行など)のように従来の証券取引法の下でも金融庁の監督 に服してした業者の場合、改めて業者登録などを行う必要はない。

しかし、金融商品取引法の下では、広告規制(リスク情報等は、最も大きな文字と著しく異ならない大きさで表示する)、説明義務の実質化(顧客の知識、経験、財産の状況、契約締結の目的に照らしてその顧客に理解されるために必要な方法、程度による説明義務)、迷惑時間勧誘の禁止、プロ・アマ区分など、従来の証券取引法以上に規制が強化されている。

その意味では、証券会社や登録金融機関(銀行など)も、より高度なコンプライアンス体制を構築することが求められるだろう

#### (参考レポート)

金本悠希「業者等の禁止行為に関する政省令 < 確定版 > 」(2007 年 8 月 9 日付 DIR 制度調査部 情報)

横山 淳「特定投資家(プロ・アマ区分)の細則」(2007年8月17日付 DIR 制度調査部情報) 金本悠希「広告等の規制の政省令 < 確定版 > 」(2007年8月31日付 DIR 制度調査部情報)

金本悠希「契約締結前の書面交付義務の政省令 < 確定版 > 」(2007 年 9 月 14 日付 DIR 制度調査部情報)



## Q5:ファンド規制も強化されると聞いたけど?

#### A 5:

金融商品取引法の下では、「集団投資スキーム」も有価証券とみなされて規制の対象となる。 通常「ファンド」と呼ばれているものの多くが、この「集団投資スキーム」に該当することに なりそうだ。

「集団投資スキーム」とは、具体的には、次のようなものである。

## 【集団投資スキーム】

- 「集団投資スキーム持分」
- = 組合契約等に基づく権利で、出資者が<u>出資・拠出した金銭</u>を充てて行う<u>事業</u>から生じる<u>収益の</u> 配当などを受けることができる権利

出資者全員がその事業に関与する場合などを除く

集団投資スキームに該当したファンドの運営者が次の行為を行う場合、金融庁に業者登録を行い、その監督に服さなければならないこととなる(Q4も参照)。

販売・勧誘(自己募集)......第二種金融商品取引業

出資財産の主として有価証券・デリバティブへの投資運用(自己運用)......投資運用業

なお、プロ向け(厳密には1名以上の適格機関投資家かつ49名以下の一般投資家を相手方とする場合)ファンドの運営業務(適格機関投資家等特例業務)については、登録義務は課されず、届出のみで業務を営むことができる。

プロ向けファンドの運営者に課される規制は、この届出義務のほかには、本人確認義務やマネーロンダリング防止(疑わしい取引の届出義務)くらいである。その意味では、アマ向けのファンドには厳しい規制が課されるものの、プロ向けのファンドにはそれほど規制が強化される訳ではないと言える。

いわゆる PE ファンドやバイアウトファンドといった(プロ向け)ファンドに対する規制の問題は、世界的にも未だ試行錯誤の段階である。わが国のみが先行して強化できる問題ではないということだろう。

ただ、金融庁は、登録・届出を行ったファンド運用業者を対象にモニタリング調査を行うことを予定している。そして、調査を通じて「全体的な動向を把握するとともに、これを契機として業者との対話を進め、業界の実態を常時把握、調査・分析し、将来のリスクの顕在化を見越した早めの対応を行っていく」こととしている(金融庁「平成 19 事務年度金融商品取引業者等向け監督指針」。

#### (参考レポート)

横山 淳「集団投資スキームの定義の細目」(2007 年 9 月 26 日付 DIR 制度調査部情報)



# Q6:金融商品取引法が施行されても、事業会社には関係ないだろう?

#### A 6:

証券会社や銀行などと比べると影響は小さいが、金融商品取引法は事業会社にも関係する。

例えば、上場会社の場合、開示制度を中心に重要な改正が行われる。

#### 【上場会社等の開示制度の拡充】

四半期報告制度の法制化

有価証券報告書等の記載内容の「確認書」の提出義務化

内部統制報告書の導入

は、四半期報告が法律上の制度となるということである。これまで、上場会社の四半期開示 は取引所の自主ルールに基づいて行われてきた。これが、金融商品取引法に基づく法律上の制 度となる。当然、虚偽記載などに対しては罰則が適用されることとなる。

は、有価証券報告書等の内容についての確認書の提出が義務化されるということである。企業の代表者が「提出した有価証券報告書等の内容は正確です」と保証する確認書を提出することは、従来の証券取引法の下では任意の制度であった。これが金融商品取引法の下では、義務化されるのである。当然、確認書を提出する企業の代表者の責任は重大となる。

は、内部統制報告書制度が導入されるということである。企業は、提出した有価証券報告書などの内容に間違いがないかを確認するために必要な内部統制システムを構築し、その内容を報告書にまとめて開示することが求められるのである。

なお、これらの改正は、平成20年4月1日以後開始事業年度から適用される。

その他にも、例えば、次のような改正点が事業会社に影響を及ぼす可能性がある。

## 集団投資スキーム(ファンド)規制

……事業会社が有するファンド(例えば、投資事業組合など)も規制対象となる可能性がある。 プロ・アマ区分

……事業会社は、原則として、プロ(特定投資家)・アマ(一般投資家)の選択が可能である。 取引先の証券会社・銀行などからどちらを選択するか回答を求められる可能性が高い。

#### (参考レポート)

横山 淳「内部統制報告書の細則」(2007年8月22日付DIR制度調査部情報) 横山 淳「四半期報告書の細目」(2007年8月31日付DIR制度調査部情報)

